東京都消費生活基本計画

- ○「消費者の視点」に立って、施策を推進していくための基本指針
- ○計画期間:平成30年度からの5年間
- ○主な取組:
 - ・悪質事業者の取締り強化
 - ・エシカル消費の理解の促進
 - ・成年年齢引下げを見据えた消費者教育の充実

都民の暮らし輝く東京2018

~消費者が安心して暮らせる社会を築くために~

(東京都消費生活基本計画PR冊子)

- ○平成30年度の主な取組を わかりやすく世代別に とりまとめ
- ○エシカル消費の特集ページ
- ○表紙に、FSC[®] 認証紙 (責任ある木質資源から 生産された紙)を使用





- ○消費生活に役立つ情報も 掲載
 - ・四コマ漫画・イラストを活用 した注意喚起情報
 - ・クーリング・オフの解説
 - ・消費者ホットライン(188) のステッカーの貼付
- ○QRコードの活用

高齢者

高齢者の消費者被害を防止するため、高齢者に対する注意喚起・普及啓発を行う ほか、区市町村における見守リネットワークの構築や見守り人材の育成など、高齢 者を見守る体制の整備を進めます。

高齢者の消費者被害を防止する見守リネットワークの構築促進

☑ 区市町村における高齢者の消費者被害を防止する見守リネットワークの構築を促進するため、高齢消費者の見守リ休制の充実を目指す区市町村を対象に、高齢消費者見守り推進モデル事業を実施するなど、区市町村の取組を支援します。

消費者被害を防止する見守り人材の育成

民間事業者等と連携した注意喚起

☑ 高齢者の消費者被害を防止するため、宅配業務等で直接消費者の自宅を訪問する 事業者が、悪質高法被害に関する注意喚起情報(リーフレット)を高齢者や高齢者を 見守る方に声かけをしながら手渡しすることで、"心に届く" 注意喚起を行います。

悪質商法被害防止キャンペーン

☑ 高齢者の消費者被害の未然・拡大防止を図るため、関東甲信越ブロック1都 9県6政令指定都市及び国民生活センターと共同で、9月を「高齢者悪質商 法被害防止キャンペーン月間」として、様々な啓発事業を実施します。

悪質なリフォーム工事



「近所で屋根工事をしているが、お宅の 屋根及がすれているのが見えたので、サー ビスで点検する。」と言って、屋根を点検し、 「屋根が傷んでいて、このままでは雨漏りす る」、「すくに工事が必要」等と不安をあお り、不必要在工事の契約を迫るトラブルが 全生しています。

12.1.4 (2.1.1) (2.

これだけは覚えておこう!





トラブルの未然防止・早期発見のためには、周囲の方の見守りや声掛けが必要です。不審な工事等に気づいたら、すぐに本人に事情を確認しましょう。



突然訪問してきた事業者と契約した場合、契約書を渡された日から8日間はクーリング・オフができます。





<三択クイズ(中学生向け)の答え>③

14